

熊本県立熊本支援学校PTA会則

(名 称)

第1条 本会は、熊本県立熊本支援学校（以下「本校」という。）PTAと称し、その事務局を本校に置く。

(目 的)

第2条 本会は、会員の緊密な提携協力によって、本校教育の充実発展に寄与するとともに、会員の研修並びに親睦を図ることをもって目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本校教育の振興に関すること。
- (2) 会員の研修、親睦に関すること。
- (3) 本校教育の理解と啓発に関すること。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

(会 員)

第4条 本会の会員は、本校児童生徒の保護者及び本校職員とする。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
〔小学部・中学部・高等部から選出する。〕
※ 県知P連等の担当校となった場合、1名は事務局長を兼ねる。
- (3) 評議員 各クラス1名
- (4) 書 記 2名
〔小学部・中学部から選出する。〕
- (5) 会 計 5名（保護者より3名、学校より2名）
〔小学部・中学部から選出する。〕
- (6) 監 事 2名
〔小学部・中学部から選出する。〕
- (7) 顧 問 1名（校長）

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- (3) 評議員は、本会の事業に関する事項を評議する。
- (4) 書記は、会員への連絡、会議の通知、記録等、庶務に当たる。
- (5) 会計は、本会の出納に当たる。
- (6) 監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。
- (7) 顧問は、公平・公正な立場から会の運営に対して助言を行う。

(役員を選出)

第7条 役員は次の方法により選出する。

- (1) 第5条に掲げる役員を選出は、指名委員会の選考による役員案に基づき、総会において承認決定する。
- (2) 評議員は、会員が互選する。
- (3) 顧問は、校長とする。

(指名委員会)

第7条の2 次期の役員案を総会に提出するために、指名委員会を設置する。

- (1) 指名委員は、評議員の中から小学部・中学部より2名ずつ、高等部より1名をもって構成する。
- (2) 指名委員は、PTA各部会には属さず、PTA役員選出の業務のみを行う。
- (3) 委員長は、委員の互選とし、委員会の議長及び委員会を代表する。
- (4) 委員会は、候補者の内諾を得た上で、総会に報告しなければならない。
- (5) 指名委員の任期は1年とする。
- (6) 指名委員は、役員に欠損が生じたときは、改めて候補者の内諾を得た上で後任を評議員会に推薦し、評議員会で決定する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、会長については、原則3年までとする。

なお、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は会員で構成し、この会の最高議決機関であって、定期総会と臨時総会にわけらる。

- 2 総会は、毎年度初めに開催するのを定例とし、臨時総会は、会長が必要と認めるとき、もしくは会員の4分の1以上の要請があった場合開催するものとする。
- 3 総会における審議事項は次のとおりとする。
 - (1) 事業に関すること。

- (2) 予算、決算に関すること。
- (3) 役員を選出に関すること。
- (4) 会則の改正に関すること。
- (5) その他、本会の重要事項に関すること。

(総会の運営及び議決)

第 10 条 総会は、会長が招集し、会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

2 総会の議決は、出席者の過半数で決する。

(評議員会)

第 11 条 評議員会の構成並びに業務は次のとおりとする。

- (1) 評議員会は、会長、副会長、評議員をもって構成する。
- (2) 評議員会は必要に応じて開催し、会務の企画、審議に当たる。
- (3) 評議員会は、緊急な事項が生じた場合は、総会に代わって議決することができる。ただし、議決した事項については、事後の総会において報告しなければならない。

2 評議員会が、総会に代わって前号の議決を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(部会及び学部会)

第 12 条 本会の事業を行うために次の部会を置き、評議員をもって構成する。

- (1) 進路研修部
- (2) 文化厚生部
- (3) 防災・安全部
- (4) 広報部

2 本会の各学部の活動を推進するために学部会をおく。児童生徒が在学する学部及び児童生徒を担任する学部に属する。また、学部長は副会長をこれに当てる。

(会 費)

第 13 条 会費は、保護者：月額 600 円(口座振込手数料を含む)、職員：月額 400 円とする。

(経 費)

第 14 条 本会の運営経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。

(予算の執行)

第 15 条 本会で決定した予算の執行は、校長に委任する。

(会計年度)

第 16 条 会計年度は、その年の 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。

(弔慰規定及びその他の規定)

第 17 条 弔慰規定及びその他の規定は、必要に応じて別に定めることができる。

(会則の改正)

第 18 条 本会会則の改正は総会において決定する。

附則 本会則は、公布の日から施行する。

この会則は昭和 59 年 5 月 23 日から施行する。

この会則は昭和 61 年 5 月 13 日から施行する。

この会則は平成 3 年 5 月 10 日から施行する。

この会則は平成 9 年 4 月 1 日にさかのぼって施行する。

この会則は平成 10 年 5 月 7 日から施行する。

この会則は平成 11 年 4 月 1 日にさかのぼって施行する。

この会則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は平成 17 年 4 月 1 日にさかのぼって施行する。

この会則は平成 19 年 4 月 1 日にさかのぼって施行する。

この会則は平成 21 年 4 月 1 日にさかのぼって施行する。

この会則は平成 24 年 4 月 1 日にさかのぼって施行する。

この会則は平成 25 年 4 月 1 日にさかのぼって施行する。

この会則は平成 26 年 4 月 1 日にさかのぼって施行する。

この会則は平成 27 年 4 月 1 日にさかのぼって施行する。

この会則は平成 29 年 5 月 2 日から施行する。

この会則は平成 30 年 5 月 2 日から施行する。

この会則は平成 31 年（2019 年）4 月 25 日から施行する。

この会則は令和 4 年（2022 年）4 月 1 日にさかのぼって施行する。

この会則は令和 5 年（2023 年）4 月 1 日にさかのぼって施行する。

熊本県立熊本支援学校 P T A 弔慰規定

本会会員に弔事及び不慮の災害等があったときは、熊本県立熊本支援学校 PTA 会則第 17 条の規定により、次のとおり弔慰及び見舞いを表す。

(会員死亡)

1 会員またはその配偶者の死亡においては、香典 10,000 円を供し、会員代表が通夜及び葬儀に参列する。

(児童生徒死亡)

2 本校児童生徒の死亡においては、香典 10,000 円を供し、会員代表が通夜及び葬儀に参列する。

(その他)

3 本規定によりがたい弔事および災害等の場合は、評議員で協議し、決定する。

この規定は令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日にさかのぼって施行する。